

鎌倉市選挙管理委員会告示第64号

選挙人名簿の登録の移替えの延期を定めること

令和7年10月26日執行の鎌倉市長選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書きの規定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することを定める。

令和7年9月26日

鎌倉市選挙管理委員会
委員長 奥津 淑子



登録の移替えを
延期する期間

令和7年 9月29日から
令和7年10月26日まで